

(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令等の一部改正)

第九條 次に掲げる政令の規定中、「通信・放送機構」を削る。

一 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令(昭和三十三年政令第三百九十二号)本則

二 行政手続法施行令(平成六年政令第二百六十五号)第一條

三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第一條

(独立行政法人等登記令の一部改正)

第十條 独立行政法人等登記令(昭和三十三年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表通信・放送機構の項を削る。

(著作権法施行令の一部改正)

第十一條 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中第一号を次のように改める。

一 独立行政法人情報通信研究機構

(回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正)

第十二條 回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十一年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一号を次のように改める。

一 独立行政法人情報通信研究機構

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正)

第十三條 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

別表中第一号を次のように改める。

一 独立行政法人情報通信研究機構

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十四條 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一條の二第八号中「第六條第一項第三号イ」を「第六條第二号イ」に、「第六條第一項第三号ロ」を「第六條第二号ロ」に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法第六條第一項第三号の資金の貸付けを定める政令の一部改正)

第十五條 電気通信基盤充実臨時措置法第六條第一項第三号の資金の貸付けを定める政令(平成七年政令第二百六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気通信基盤充実臨時措置法第六條第二号の資金の貸付けを定める政令

本則中「第六條第一項第三号」を「第六條第二号」に改める。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十六條 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令(平成九年政令第三百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六條中第六号を削り、第七号を第六号とする。

(新事業創出促進法施行令の一部改正)

第十七條 新事業創出促進法施行令(平成十一年政令第七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「独立行政法人科学技術振興機構」を「独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人科学技術振興機構」に改め、同条第三号中「全国商工会連合会及び通信・放送機構」を「及び全国商工会連合会」に改める。

(債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十八條 債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成十一年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号を次のように改める。

五 独立行政法人情報通信研究機構

第三條第十四号を次のように改める。

十四 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十三号)附則第三條第一項の規定により独立行政法人情報通信研究機構が承継した貸付契約に係る貸付債権

(総務省組織令の一部改正)

第十九條 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第十九号中「独立行政法人通信総合研究所」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改め、同条第二十一号を削る。

第七十條第五号中「独立行政法人通信総合研究所」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

第七十一條第八号中「通信・放送機構の組織及び運営一般並びに同機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

附則第十六條の二第一項中「基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号)附則第六條第一項」を「独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)附則第九條第四項」に、「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改め、同条第二項中「基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律附則第七條第一項」を「独立行政法人情報通信研究機構法附則第九條第五項」に、「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

(財務省組織令の一部改正)

第二十條 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十四号及び第十九條第五号中「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通の事項に関する政令の一部改正)

第二十一條 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通の事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人通信総合研究所の項を削る。

(総務省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第二十二條 総務省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項の表情報通信・宇宙開発分科会の項中「独立行政法人通信総合研究所」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二條第一項第三号の法人を定める政令の一部改正)

第二十三條 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二條第一項第三号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)の一部を次のように改正する。

第六十八條を次のように改める。

六十八 削除

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第二十四條 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)の一部を次のように改める。

第一條第二号を次のように改める。

二 削除

第一條第三号中「独立行政法人自動車事故対策機構」の下に、「独立行政法人情報通信研究機構」を加える。

(電波法施行令の一部改正)

第二十五條 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第三十三号までを一貫して繰り上げる。

第二章 経過措置

(国が承継する資産の帰属する会計)

第二十六條 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)の附則第三條第二項第五号に規定する残余財産は産業投資特別会計産業投資助定に、同項第六号に規定する残余財産は一般会計に帰属する。

前項の規定により国が産業投資特別会計産業投資助定において現金を承継する場合においては、当該現金は、産業投資特別会計産業投資助定の歳入とする。

(改正法附則第三條第八項の政令で定める資産の価額)

第二十七條 改正法附則第三條第八項の政令で定める資産の価額は、改正法附則第九條の規定による廃止前の通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)附則第七條第一項に規定する衛星放送受信対策基金(以下この条において「基金」という)に属する資産の改正法の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額が、基金を設けた際に政府から通信・放送機構に対し基金に充てるべきものとして出資された金額を超えるときのその差額とする。

(研究機構が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第二十八條 改正法附則第三條第十二項の評価委員は、次に掲げる者につき総務大臣が任命する。

一 総務省の職員 一人

二 財務省の職員 一人

三 独立行政法人情報通信研究機構(以下「研究機構」という)の役員(平成十六年三月三十一日までの間は、通信・放送機構の役員) 一人

四 学識経験のある者 二人

改正法附則第三條第十二項の規定による評価委員は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

改正法附則第三條第十二項の規定による評価に関する庶務は、総務省情報通信政策局技術政策課(平成十六年三月三十一日までの間は、総務省情報通信政策局情報通信政策課)において処理する。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第二十四條 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)の一部を次のように改める。

第一條第二号を次のように改める。

二 削除

第一條第三号中「独立行政法人自動車事故対策機構」の下に、「独立行政法人情報通信研究機構」を加える。

(電波法施行令の一部改正)

第二十五條 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第三十三号までを一貫して繰り上げる。

第二章 経過措置

(国が承継する資産の帰属する会計)

第二十六條 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)の附則第三條第二項第五号に規定する残余財産は産業投資特別会計産業投資助定に、同項第六号に規定する残余財産は一般会計に帰属する。

前項の規定により国が産業投資特別会計産業投資助定において現金を承継する場合においては、当該現金は、産業投資特別会計産業投資助定の歳入とする。

(改正法附則第三條第八項の政令で定める資産の価額)

第二十七條 改正法附則第三條第八項の政令で定める資産の価額は、改正法附則第九條の規定による廃止前の通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)附則第七條第一項に規定する衛星放送受信対策基金(以下この条において「基金」という)に属する資産の改正法の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額が、基金を設けた際に政府から通信・放送機構に対し基金に充てるべきものとして出資された金額を超えるときのその差額とする。

(研究機構が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第二十八條 改正法附則第三條第十二項の評価委員は、次に掲げる者につき総務大臣が任命する。

一 総務省の職員 一人

二 財務省の職員 一人

三 独立行政法人情報通信研究機構(以下「研究機構」という)の役員(平成十六年三月三十一日までの間は、通信・放送機構の役員) 一人

四 学識経験のある者 二人

改正法附則第三條第十二項の規定による評価委員は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

改正法附則第三條第十二項の規定による評価に関する庶務は、総務省情報通信政策局技術政策課(平成十六年三月三十一日までの間は、総務省情報通信政策局情報通信政策課)において処理する。